

基金だより

2026年3月号

2026年度予算をお知らせします

2月18日に開催された代議員会において、当基金の2026年度予算が決まりましたので、概要をお知らせいたします。基金では、事業計画に基づき、過去の実績や昨今の経済情勢の下で推計される基礎データの動向を考慮に入れて予算を編成しております。

予算の基礎数値

予算で計上されている収益や費用などの各項目は、次のような推計値を基に、算出されています。

実施事業所数

6事業所

掛金(事業主負担)



加入者一人当たり(月額)
リスク分担型掛金 18,510千円
事務費掛金 3,400千円

年金給付



年金額 119,205千円
受給権者数 287人

一時金給付



脱退一時金 9,387千円
選択一時金 40,537千円
遺族一時金 0千円

積立金の状況



年金資産額(推計)
8,990,053千円
(2026年3月31日見込)

加入者数

682人
(2026年度平均)

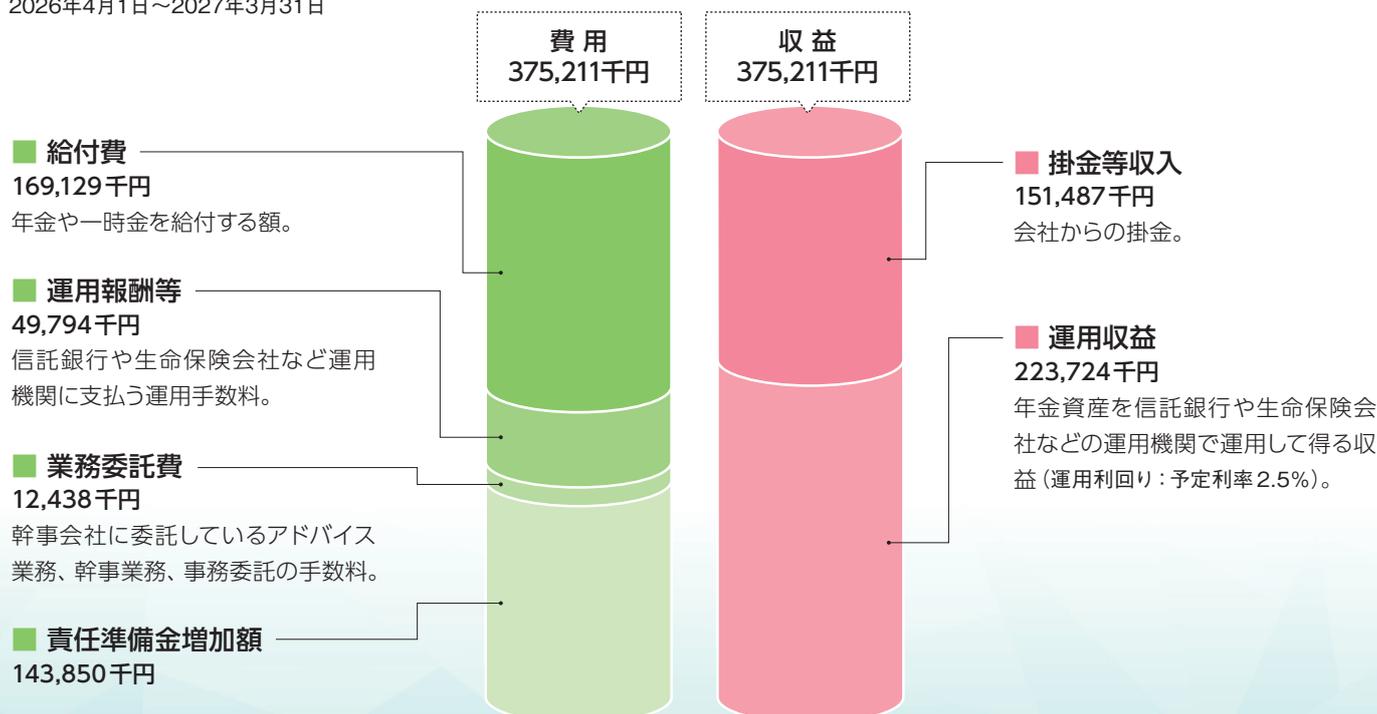
年金経理

年金の給付や掛金の受け入れ、年金資産の管理運用などを行う経理です。資産額は時価による推計で表示しています。

1年間の収支見込み (予定損益計算書・経常収支)

基金の主な収入源である掛金、支出である年金・一時金の支払いのほか、年金資産の運用損益などの1年間の収支を見込みます。

2026年4月1日～2027年3月31日



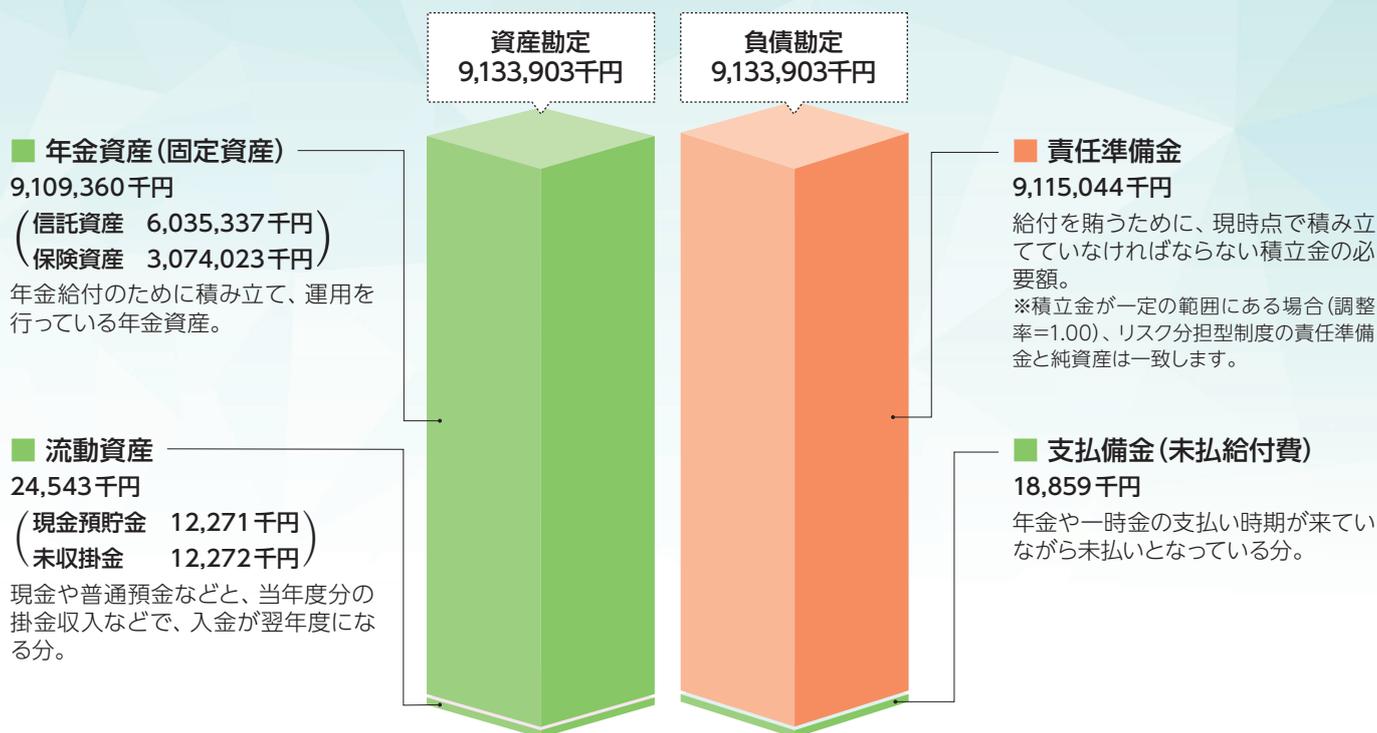
年度末時点の積立額(見込み)

(予定貸借対照表)

(将来の年金・一時金の支払いに備えて、当年度末までに積み立てておくべき必要額(責任準備金)と、保有する年金資産とのバランスを予測します。)

2027年3月31日現在

■ 純資産：(固定資産+流動資産) - (流動負債+支払備金) ■ 負債



財政状況について：積立状況の見通し(事業計画・予算案ベース：みずほ信託銀行試算)

2026年3月末(当年度実績見込)、2027年3月末(予算)ともに「財政均衡状態」が見込まれます。

(「財政均衡状態」では、給付額の調整は行われません。)

(単位：百万円)

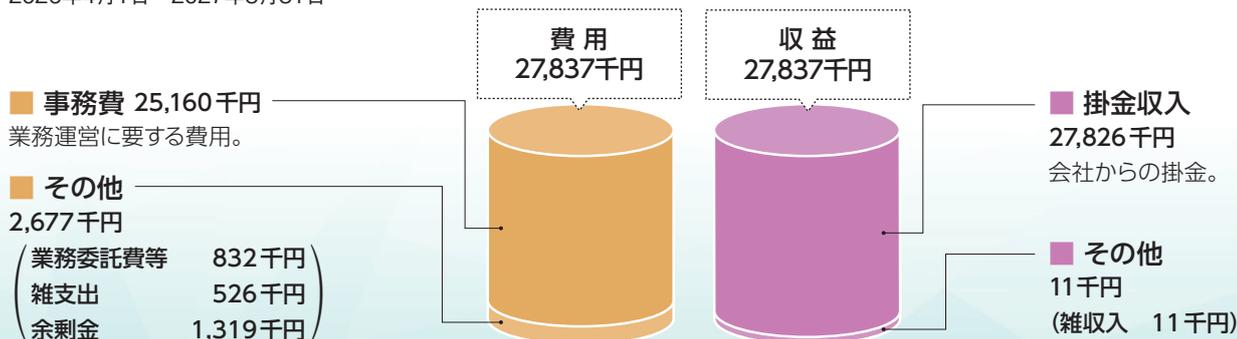


- ・財政悪化リスク相当額：通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額(リスクバッファ)
 - ・通常予測給付現価：将来発生が見込まれる予想給付の現在価値
 - ・掛金収入現価：将来収入が予定されている掛金の現在価値
- ※2026年3月末資産状況は第3四半期末時点の運用利回りを参考に推計しています(当年度想定運用利回り：信託11%生保12%)。

業務経理 業務会計

基金を運営するための経費を処理する会計です。
 基金の運営に当たっては、各種費用の見直しを行い経費削減を図ります。

2026年4月1日～2027年3月31日





当基金の資産運用計画



基金では、将来の年金・一時金の支払いに備えて年金資産を積み立てています。この年金資産は、掛金と、掛金を運用して得た収益で賄っています。運用にあたっては、安全かつ効率的に収益を確保するために「運用の基本方針」を策定しています。

当基金の資産運用にあたっては、専門知識を有する受託銀行のコンサルティングを受け、資産運用委員会、代議員会の審議を経て、基本方針を策定し、これに基づき次のように政策的資産構成割合を決定しております。

今般の代議員会において、2026年度も引き続き、下記の政策アセットミックスに基づいた資産運用を行う事業計画案が承認されました。

■ 運用の基本方針 (概要)

目的

年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実にを行うため、また、リスク管理に重点を置きつつ、必要とされる総合収益を長期的に確保することを運用目的とする。

目標

各資産の市場収益率（以下「ベンチマーク」という）を政策的資産構成割合（以下「政策アセットミックス」という）に応じて組み合わせた収益率（以下「複合ベンチマーク」という）を長期的に上回ることを運用目標とする。

資産構成

資産運用の目的を達成するため、特定の運用方法に集中しないよう分散投資に努め、当基金の成熟度や財政状況を踏まえて、中長期的観点から最適なアセットミックスを策定し、また必要に応じこれを見直します。

※政策アセットミックスは、中長期的な観点から策定される年金制度全体の資産配分計画です。運用成果は資産配分に大きく影響され、変動幅の約90%は資産配分により決定されるとの研究結果もあります。資産運用において最も重要なのは、その制度の実態に最適な政策アセットミックスの策定と管理であると考えられています。

■ 政策的資産構成割合 (政策アセットミックス) 【中期】 期待リターン 2.80% リスク (標準偏差) 4.88%

リスク分担型企業年金の資産運用の基本的な考え方：一定範囲内の運用のブレは、受給者の方への給付に影響しません。むしろリスクを抑えすぎて、長期的に予定利率を達成できないことのほうが問題となります。

2019年3月31日 改定

	グローバル債券	国内株式	外国株式	一般勘定	オルタナティブ等	短期資産	積立金合計
中心値 (%)	18.0	14.0	12.0	21.0	34.0	1.0	100.0
運用レンジ (%)	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	±10.0	0~10.0	—

※運用レンジ（許容範囲）…実際の運用においては、政策アセットミックスを保つことが理想ですが、市場の変動などにより実際のアセットミックスとの間に乖離が生じた場合も、その修正を必要としない範囲のことでです。

資産の特徴

グローバル債券	国内債券・外国債券をグローバル債券に一本化。金利情勢に応じて、国内債券・外国債券（原則円ヘッジ付）を使い分ける。
国内債券	満期償還まで保有すれば元本と一定利率の保証がある安全性資産。
外国債券	国内債券に比べ比較的高金利が望めるが、為替相場の影響などに留意する必要がある。
国内株式	高収益が期待できるリスク性資産。
外国株式	為替リスクはあるが、各国の資産価格に変動があるため、リスク分散と高収益が見込まれる。
一般勘定	相場環境にかかわらず、元本と一定の利率が保証されている安全性資産。
オルタナティブ投資	債券や株式などの伝統的な資産とは異なる資産（不動産など）。伝統的資産との相関性が低い。

■ 当基金採用のオルタナティブ投資について

当基金資産構成上のニーズにより各金融機関との協議、代議員会の承認を得て、下記のようなファンドに投資しています。

- ①国内不動産** 取引所に上場せず、オープンエンドで運用される。非上場のため、金融市場の動向に強く影響されることなく、リスクを分散しつつ長期安定的に不動産賃料によるインカム収益を享受することが期待できる。
- ②非上場資産** 複数の非上場の海外低流動性資産を組み入れたパッケージ商品（プライベート・エクイティ/デッド、インフラストラクチャー、不動産といった複数のプライベート資産に投資するマルチアセット戦略）。
- ③リスクコントロール型ファンド** 経済・市場環境分析をもとに、魅力度の高い資産に追加配分し、リスクの変動に応じリバランスを実施して、目標収益の獲得を目指す。
- ④生損保ファンド** 既に解約手続き済。保険事故による支払金額の確定待ちや、解約条件/ゲート条項による返還を待っており、残高は総資産額の約1%弱。
- ⑤その他**
 - 複数のオルタナティブ資産を組み入れたパッケージ商品
 - 様々な案件に投資や融資を行うマルチアセット型ファンド（潜在的に高い期待リターンが見込まれる割当銘柄の発掘が得意）

※「運用の基本方針」について、ご意見がある場合は、最終頁に記載の〈照会先〉までご連絡ください。

その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項及びTOPIC



アセットオーナー・プリンシプル(AOP)受入れについて

2023年、政府により「資産運用立国」の実現に向けた政策プランが取りまとめられました。この「プラン」において「アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則(アセットオーナー・プリンシプル(以下AOPと表記))」の策定が提起され、翌年2024年8月末にAOPが公表されました。当基金ではこれを受け、2026年2月18日に開催された代議員会において審議を行い、受入れ表明を行うことを決議しました。

当基金はこれまで、受益者である加入者・年金受給者・待期者の皆様ならびに、掛金拠出者である事業主の皆様の最善の利益を実現するため、運用に努めてまいりました。このたびのAOP受入れ表明により、当基金が目的達成に向けて適切な運用に取り組んでいることを、より具体的に発信してまいります。これを通じて、関係者の皆様に基金運営および資産運用へのご理解を一層深めていただく一助となれば幸いです。

日本金属企業年金基金 アセットオーナー・プリンシプル

<https://www.nipponkinzoku.co.jp/assets/images/2026/03/kikin202603AOP.pdf>



高齢期の生活の安定を図るため、iDeCo掛金の大幅増加(上限2万円の撤廃)およびiDeCo加入可能年齢(65歳→70歳)が引き上げられます

加入可能年齢
の引き上げ

60歳以上70歳未満であって現行のiDeCoに加入できない者のうち、iDeCoの加入者・運用指図者であった者又は私的年金の資産をiDeCoに移換できる者であって、老齢基礎年金及びiDeCoの老齢給付金を受給していない者を新たに加入対象とする

拠出限度額
の見直し

対象者		改正案	現行
国民年金被保険者		月額7.5万円	月額6.8万円
厚生年金被保険者	企業年金加入者	月額6.2万円 － DB掛金相当額 － 企業型DC掛金額	月額5.5万円 － DB掛金相当額 － 企業型DC掛金額 (上限:月額2.0万円)
	企業年金未加入者	月額6.2万円	月額2.3万円

・当基金加入者は赤枠内。現行2.0万円の上限が4.8万円へ増額となる
月額(6.2万円)－ ※1 DB掛金相当額(1.4万円)－ 企業型DC掛金額(0円 実施なし)

・実施は2027年1月の控除分より

※1 DB掛金相当額:企業型DCの事業主掛金に相当する額として企業年金基金毎に換算された金額、当基金は1.4万円/月

iDeCoの3つの税制メリット

1. 積立時:掛金が「全額所得控除」!
2. 運用時:分配金などの運用利益が「非課税」!
3. 受取時:受取方法に関わらず一定額まで「非課税」!

iDeCoの注意点

原則60歳まで引き出せない



企業年金に税金はかかる？



企業年金を受けるときには税金がかかるのでしょうか。
個人型確定拠出年金（iDeCo）も含めて見てみましょう。



年金は「雑所得」、一時金は「退職所得」

確定給付企業年金（DB）や企業型確定拠出年金（企業型DC）などを受け取る場合、公的年金と同じように税金がかかります。ただし、受け取り方によって税法上の所得区分が異なるため、課税の仕方が変わってきます。

企業年金を年金として受け取る場合は雑所得と見なされるため、所得税と復興特別所得税を合わせた7.6575%を掛けて算出した額が年金額から源泉徴収されます。この場合、最終的に確定申告によって税額の過不足を調整す

ることになります。

一方、企業年金を一時金として受け取る場合は退職所得と見なされるため、退職所得控除額を差し引いた額に税率を掛けて算出した金額が一時金から差し引かれます。

企業年金を一時金として受け取った場合は、原則、確定申告の必要はありません。ただし、一時金を請求する際に「退職所得の受給に関する申告書」の提出をしなかった場合は、確定申告が必要になります。



受け取り方によって課税額が異なる場合も

企業年金の中には、年金と一時金を組み合わせて受けられる仕組みを設けているところもあります。年金と一時金を同じタイミングで受け取るケースと、タイミングをずらして受け取るケースでは課税額が変わってくる場合があります。

また、一時金を複数に分けて受け取

る場合も、2回目以降に受け取るまでの期間によって課税額が変わってくる場合があります。

企業年金の受給が近づいてきたら、受け取る順番やタイミングについて税理士やファイナンシャルプランナーに相談するなど、あらかじめ考えておくといいかもしれません。



iDeCoも受け取り方によって異なる

iDeCoの受け取り方も、①年金②一時金③年金と一時金の併用、の3パターンとなります。

企業年金と同じく、年金の場合は雑所得として、一時金の場合は退職所得として見なされ、それぞれ課税されることになります。どの受け取り方でも一定額までは非課税となります。

iDeCoの他に公的年金や企業年金、退職金などがある場合は、それぞれに課税されることになるため、どの受け取り方が自分に合っているのか、iDeCoの受給開始年齢の上限である75歳まで運用を続けてみる、といったことなども含めて検討してみてもいいでしょうか。



NEWS CLIP

気になるニュースをピックアップ!

企業年金の見える化について議論が進められています

令和7年に年金制度改正に関する法律が成立し、現行では加入者などに開示されている企業年金の運営情報を一般にも公開する仕組みを設けることになっています。

企業年金は、厚生労働省に事業や決算などに関する報告書を毎年提出し、このうち周知義務のある項目を加入者に情報開示することになっています。今回の年金制度改正によって、加入者だけでなく受給者や企業年金担当者など一般の人にも企業年金の情

報を公開し、自社の企業年金に対する理解を深め、他社との比較分析を行うことで企業年金の運営を改善できるようにします。

厚生労働省では、確定給付企業年金(DB)と企業型確定拠出年金(企業型DC)について、どのような項目を一般開示するか議論を進めており、令和7年度内に整理を行った上で令和8年度からシステム設計や開発を進め、令和9年度中の公開を目指しています。

令和8年度の年金額は国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%引き上げに

年金額は物価と賃金の変動に応じて毎年度改定されています。物価が賃金を上回る場合、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、賃金の変動率を年金額改定に用います。令和8年度は、物価変動率(3.2%)が名目手取り賃金変動率(2.1%)よりも高くなったため、名目手取り賃金変動率を用いて年金額を改定します。

また、物価と賃金がプラスの場合、将来の現役世代の負担が大きくなり過ぎないようにするため、少子高齢化の影響を加味したマクロ経済スライドで年金額の調整を行います。今回は、マクロ経済スライド

による調整率が国民年金(基礎年金)で▲0.2%、厚生年金(報酬比例部分)が▲0.1%となったため、国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%引き上げられます。

年金と給与・賞与を合わせた額が基準額を上回った場合、年金の一部または全部が停止される在職老齢年金については、年金制度改正により、年金が調整される基準額(法定額)が62万円に見直されました。また、令和8年度は、名目賃金変動率が2.1%になったことから、これを反映して65万円となりました。

19歳以上23歳未満の人の被扶養者認定における年間収入要件が変更されました

令和7年度税制改正では、現下の厳しい人手不足における就業調整対策等の観点から、配偶者などを除く19歳以上23歳未満の親族等を扶養している場合、健康保険の被扶養者認定を行うときに、認定を受ける人の年間収入要件が令和7年10月から150万円未満に変更されました。なお、19歳以上23歳未満の年齢要件は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢となります。

令和7年10月1日以降の届け出で、令和7年10月1

日より前の期間について認定を行う場合、19歳以上23歳未満の被扶養者の年間収入要件は、150万円未満でなく、変更前の基準である130万円未満で判定することになります。

また、令和7年9月30日以前に扶養認定を受けている19歳以上23歳未満の被扶養者については、令和7年10月1日以降に年間収入が150万円以上と見込まれる場合、扶養が外れる手続きを会社を通じて行うこととなります。